



通院が困難な高齢者の方に対して、医師が自宅を訪問して、診療を受けることができると安心ですよ。また、ご家族の負担も軽減されますよね。

本来、病院で受けられた医療サービスを自宅で提供されるのが在宅医療です。在宅医療を大別すると「訪問診療」と「往診」とに分けられます。

必要に応じて、検査、処置、薬の処方を自宅で行ってくれます。入院が必要な場合には、救急病院や連携病院への紹介や手配を行ってくれます。

では、「訪問診療」と「往診」、どちらも医師が自宅に訪問してくれるところは同じですが、具体的に何が違うのでしょうか？

Point!

「訪問診療」と「往診」の違い

訪問診療	毎週●曜日、毎月第2・4●曜日の●時にと、 定期的かつ計画的に 訪問して診療する。 診察、治療、薬の処方、療養上の相談、指導などを行う。
往診	急変時や緊急時に 、患者本人や家族から要請を受けて、その都度訪問して診療する。

基本的に緊急時の往診だけという利用はできません。定期的な訪問診療で普段の病状や健康状態を把握していないと、緊急時にも正しい判断や治療が行えないためです。



Point!

「居宅療養管理指導」と「訪問診療」「往診」の違い

	居宅療養管理指導	訪問診療・往診
医療行為	×(医療行為が必要であれば、訪問診療や往診など別サービスを受けなければならない)	○(基本的に病院と同様の診察、検査、看護などの医療サービスを受けることができる)
定期的か不定期か	定期的	訪問診療は定期的、往診は不定期
適用保険	介護保険	医療保険
ケアマネジャーとの連携	ケアマネジャーへの情報提供により、連携が行われている。	ケアマネジャーへの報告義務がなく、連携していない。
利用するには	ケアマネジャーか医師に相談	ケアマネジャーか医師に相談
ケアプランの作成	有(ケアマネジャーと医師が連携し、サービスの頻度と内容を決定)	無
契約の有無	有(サービスの契約内容に基づき、利用開始)	無(診療計画に基づき、利用開始)

発行先



(福)精華町社会福祉協議会

在宅介護課 居宅介護支援係

〒619-0243

京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22-1

TEL: 0774-98-3398

FAX: 0774-98-3559